

平成24年3月土佐清水市議会定例会会議録

第18日（平成24年3月23日 金曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

- 日程第1 報告第1号「専決処分した事件の承認について（平成23年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号））」の報告1件及び議案第1号「平成23年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」から議案28号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」までの議案28件、計29件並びに平成23年12月土佐清水市議会定例会で付託した陳情の審査結果について及び今期定例会で付託した請願・陳情の審査結果について（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第2 議員派遣について

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 14人

現在員数 14人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 14人

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 矢野川 周 平 君 | 2番 | 森 一 美 君 |
| 3番 | 小 川 豊 治 君 | 4番 | 西 原 強 志 君 |
| 5番 | 永 野 裕 夫 君 | 6番 | 岡 林 喜 男 君 |
| 7番 | 永 野 修 君 | 8番 | 岡 崎 宣 男 君 |
| 9番 | 瀧 澤 満 君 | 10番 | 岡 林 守 正 君 |
| 11番 | 仲 田 強 君 | 12番 | 井 村 敏 雄 君 |
| 13番 | 橋 本 敏 男 君 | 14番 | 武 藤 清 君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

な し

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 山崎 俊一 君 | 局長補佐 | 亀谷 幸則 君 |
| 議事係長 | 池 正澄 君 | 主査 | 酒井 満 君 |
| 主事 | 山崎 和幸 君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                     |         |                   |         |
|---------------------|---------|-------------------|---------|
| 市長                  | 杉村 章生 君 | 副市長               | 吉村 博文 君 |
| 会計管理者兼会計課長          | 脇谷 浩正 君 | 固定資産評価員兼税務課長      | 岡崎 光正 君 |
| 企画広報室長              | 山田 順行 君 | 総務課長              | 磯脇 堂三 君 |
| 消防長                 | 濱田 益夫 君 | 消防署長              | 弘田 正明 君 |
| 健康推進課長              | 山下 毅 君  | 福祉事務所長            | 二宮 真弓 君 |
| 市民課長                | 横山 周次 君 | 環境課長兼清掃管理事務所長     | 川渕 洋明 君 |
| まちづくり対策課長           | 木下 司 君  | 農林業振興課長兼農業委員会事務局長 | 山本 豊 君  |
| 水産商工課長              | 坂本 和也 君 | 観光課長              | 酒井 紳三 君 |
| 水道課長                | 浦中 伸二 君 | じんけん課長            | 中山 直喜 君 |
| しおさい園長              | 倉本 和典 君 | 教育長               | 村上 康雄 君 |
| 学校教育課長              | 黒原 一寿 君 | 生涯学習課長兼中央公民館長     | 山下 博道 君 |
| 教育センター所長兼少年補導センター所長 | 森田 健 君  | 選挙管理委員会事務局長       | 山崎 俊二 君 |
| 監査委員事務局長            | 徳久 三雄 君 |                   |         |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

午前10時 0分 開 議

○議長（武藤 清君） おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成24年3月土佐清水市議会定例会第18日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出報告第1号「専決処分した事件の承認について（平成23年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号））」の報告1件及び議案第1号「平成23年度土佐清水市一般

会計補正予算（第8号）について」から議案28号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」までの議案28件、計29件並びに平成23年12月定例会で付託した陳情の審査結果及び今期定例会で付託した請願及び陳情の審査結果についてを一括議題といたします。

ただ今から、各委員会の審査結果について報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 永野 修君。

（予算決算常任委員会委員長 永野 修君登壇）

○予算決算常任委員会委員長（永野 修君） おはようございます。

今期定例会で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第5号「平成24年度土佐清水市一般会計予算について」

（1）歳入中、19款1項1目1節 児童福祉費負担金延滞金について、保育料滞納額に係る延滞金をどう徴収するか、どう整理して今から対応していくか、説明を求めました。

執行部によりますと、現在、滞納している人だけ延滞金を課すことになると不平等になり、保育料を完納した人にも適用することも考えられることなどから、延滞金をどこまでさかのぼるか協議した結果、過年度の滞納額については課さないこととし、平成24年4月からは、新たな滞納額について課すようにしたとのことであります。

委員からは、延滞金は実際に発生しており、とらなければならないことになっているのに、それを勝手に処分することはおかしいのではないか。市長の専権でできることなのか、議会に対し、債権放棄の手続をとるべきではなかったのかなどの意見が出されました。

これに対し、今まで税外収入の延滞金に係る免除の規定がなかったので、市税賦課徴収条例の中の市長が特に認めたら、延滞金を免除できるという項目を準用したとのことでありますが、これまでのことも踏まえ、税外収入、督促手数料及び延滞金条例を見直し、今議会で延滞金の減免についても規定した新たな条例を上程しているとのことであります。

その他、歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

（2）歳出中、2款1項11目13節 支援システム保守料について

委員から、現在、各課で稼働している19本の支援システムについて、これを開発した職員を株式会社元気プロジェクトに派遣し、専門性の高い情報処理技術を必要とする同システムの保守業務等を委託するものとのことであるが、市の優秀な人材をノウハウもなく、実績のない会社へあえて派遣してまで委託する必要があるのか。現在の役所の中で対応できる業務をあえて経費をかけて委託することは理解できないなどの意見が出されました。

これに対し、市内にシステム保守等対応できる業者がないということや、これまでは市外

の業者に委託して膨大な経費がかかっていることが実態であり、今後もその経費が増大していく状態である。そのため、職員を派遣して株式会社元気プロジェクトでそういう人材育成を図っていく中で、関連経費の市外流出を防ぐということと、システムの販売等により、一定の収入も見込まれるとのことであります。

今回、提案したことについても、庁内の知的産業振興検討委員会の中で、今後も増大すると予想される電算関連予算の圧縮・削減、電算関連予算の市外流出の抑制、他の自治体への販売による外貨獲得の3点を目指すこととしており、既に先行実施をしている高知県の方式をモデルとした産業化を図りたいとのことであります。

情報処理技術も有さない実績のない会社へ、市の職員を一たん退職させ、派遣をして、そこで市民のデータを扱わせることとなるが、万が一の場合、データ管理の問題や補償等責任を問う意見、第三セクターが市民のデータを活用し、商売することはどうなのかなどの意見に対しては、委託業務の実施に当たり、役所内での作業に限定することで、庁内のセキュリティー環境と同様の状態となり、市外業者と同等のデータ管理を行うこととしており、上限10億円の損害賠償が可能な情報漏えい保険へ加入することにより、賠償能力を担保するとのことであります。

また、派遣職員の給与についても、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律によれば、その職員派遣の期間中、給与を支給しないとなっているが、委託料の内訳には人件費も見込まれており、委託料として支出することが、この法律に抵触するのではないかなどの意見も出されたところであります。

さらには、市民感情からして、株式会社元気プロジェクトに無理に委託してまでという思いもあるのではないか。あえて職員を退職させ、派遣することなく、現在の業務の中で対応すべきとの意見も出されたところであります。

同じく、4款1項1目13節 特定健診結果履歴管理等委託料について説明を求めました。

本事業についても、前述の支援システム保守料と関連するものでありますが、説明によりますと、当時の担当職員が開発したシステムのバージョンアップのため、株式会社元気プロジェクトに職員を派遣し、120万円をかけて委託するものとのことであります。

これに対し、委員からは、今まで管理料ゼロだったものを、システム開発した職員を派遣し、あえて120万円の予算を費やすことの是非を問う意見や経験や実績もない、また管理者や専門家もいない会社と随意契約を行い、市民1万6,000人のデータを管理させることの是非を問う意見、情報を漏えいした場合の責任を求める意見などが出されました。

同じく、4款2項1目18節 資源ごみ保管庫購入費について説明を求めました。

説明によりますと、平成24年度は松崎地区と宗呂下地区の2カ所設置する予定とのことで

あります。これまで20カ所を設置しており、雨の日等でも保管できることから、その効果は上がっているとのことであります。

委員からは、集落の中にいつでも資源ごみの保管ができる場所を設置するというのは、大変意義のあることであり、今後とも進めていただきたいとの意見が出される反面、設置すればどういった効果があるか、具体的に報告できるよう追跡調査や実態把握を行うべきとの意見が出されました。

また、資源を大事にすることや、資源ごみをしっかり出していただくことについて、区長に依頼するだけでなく、もっと踏み込んだ啓もう啓発活動を行うべきとの意見も出されました。

同じく、6款1項1目19節 土佐清水市みんなの買い物支援事業費補助金について説明を求めました。

説明によりますと、市民の買い物の利便性と地域の物流等の支援を図るとともに、地域商業の活性化等を目的として、生活支援センターがんばろう屋による宅配事業、見守りや声かけ、移動販売や農産物の集出荷等に係る事業について助成するものとのことであり、高知県地域の物流等支援事業費補助金が3年間活用できるとのことです。

委員から、県補助が終了する3年後には、行政の支援から独立してやれる環境にあるのか懸念され、しっかりとした見通しを立てるべきとの意見が出されました。

これに対し、運営は非常に厳しい状況ではあるが、清水の中心商店街の店主の方たちが自分たちの商店街を何とかしようという思いで頑張っている。その思いに応えるよう支援したいが、ことしの状況を見て、もう一度突っ込んだ議論も必要だと考えているとのことでした。

同じく、6款1項3目観光振興費 足摺テルメコージェネ機器リース料について説明を求めました。

説明によりますと、現在の足摺テルメ指定管理者は、コージェネシステムは使用せず、市のほうで12月まで、86万6,250円掛ける9カ月、779万6,250円の使用料を支払いするものとのことです。

リース期間は、12月で終わりとなるが、このままであれば継続となり、この場合、年間相当の経費が必要になることから、市としては機器の所有権を有するリース会社と協議し、機器の購入、転売も検討しているとのことです。

また、機器を返還するにしても、リース会社が指定するところに輸送しなければならないという契約になっており、この費用も数百万円かかるとのことです。

これを受け、委員から契約の内容により、いたしかたない部分もあるが、コージェネシステムの後処理については、できるだけ少ない経費で最大の努力をするよう要請いたしました。

同じく、9款3項3目15節 清水中学校解体工事について、解体後の活用について説明を

求めました。

説明によると、解体工事は、今の清水中学校の体育館と相撲場、グラウンドのバックネット、倉庫は残し、それ以外は撤去し、更地にするというものであり、跡地については、社会体育の分野で活用したいとのことでもあります。

委員からは、今までは中学校が部活動や体育の授業で広いグラウンドを活用し、手入れもしてきたが、中学校が移転すれば、管理する者もなくなり、膨大な広い土地につき、膨大な管理料が発生することが予想される。行政財産で使用しなくなれば、あちこちで社会体育施設等として活用しているが、そういった概念で物事を考えるより、有効に活用するよう、例えば、売却・有償貸し出しも含めて検討すればどうか。ただ単に、更地にするというだけではなく、稼働率の検証も必要ではなどの意見が出されました。

同じく、9款5項1目19節 キャンプ合宿補助金について説明を求めました。

説明によりますと、去年は宿泊施設の関係で誘致が難しく、実績としては高知ファイティングドッグスの1チームのみであったが、24年度は3チームへの助成を見込み、計上しているとのことでもあります。

委員からは、22年度には野球の合宿やテニスの合宿等、多くの利用があったと記憶している。宿泊施設の問題にしても、足摺岬には多くの宿泊施設があり、もう一步を踏み込んだ展開や積極的な誘致活動が必要であった。

24年度については、多くの皆さんに土佐清水市に来てもらい、外貨を落としていただけるよう、この事業予算90万円を有効に活用してほしいとの意見が出されました。

その他、歳出については、特に意見もなく、了承いたしました。

2、報告第 1号「専決処分した事件の承認について（平成23年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）」

議案第 1号「平成23年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」

議案第 2号「平成23年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」

議案第 3号「平成23年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」

議案第 4号「平成23年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）について」

議案第 6号「平成24年度土佐清水市水道事業会計予算について」

議案第 7号「平成24年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計予算について」

議案第 8号「平成24年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第 9号「平成24年度土佐清水市介護保険特別会計予算について」

議案第10号「平成24年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計予算について」

議案第11号「平成24年度土佐清水市介護サービス事業特別会計予算について」

以上、11件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました予算案について、それぞれ承認、原案のとおり可決いたしました。

以上でございます。

○議長（武藤 清君） 総務文教常任委員会委員長 矢野川周平君。

（総務文教常任委員会委員長 矢野川周平君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（矢野川周平君） おはようございます。

今期定例会で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第12号「土佐清水市税外収入の延滞金等の徴収及び滞納処分に関する条例の制定について」

本件につきましては、税外収入の延滞金に該当するものが滞納保育料の延滞金となることから、所管である福祉事務所に内容説明を求めました。

説明によりますと、土佐清水市税外収入、督促手数料及び延滞金条例から改正した内容については、これまで記載のなかった税外収入金に係る延滞金の減免規定や滞納処分の規定等の追加、延滞金の計算の率・端数処理について地方税と同様にしているとのことであります。

本条例案の審査中、委員からは、これまでの条例で延滞金を徴収しなければならないことになっており、予算・決算の審議の中でもその徴収について幾度も指摘をし、執行部も対応するよう答弁しているが、これまで努力した経過があるのか等の質問が出されました。

これに対し、保育料滞納額の完納に向け、努力してきたが、条例に沿った形で延滞金が徴収されていなかったことは、行政の怠慢であり、指摘がありながら対応できていないことには真摯に反省すべきと考えているとのことであります。

これを受け、延滞金徴収のこれまでの対応について、執行部に陳謝を求めるべきとの意見が出され、当委員会としても所管外の保育料に関することとなりますが、その旨、市長に申し入れを行うこととし、本件につきましては、了承いたしました。

2、議案第13号「土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第14号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第15号「土佐清水市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第16号「土佐清水市立市民図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

例の制定について」

議案第 17 号「土佐清水市公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 21 号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 22 号「土佐清水市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 23 号「土佐清水市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 24 号「土佐清水市スポーツ振興審議会条例の全部を改正する条例の制定について」

議案第 28 号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

以上、10 件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、今期定例会で付託された陳情の審査の概要と結果についてご報告いたします。

陳情第 1 号「「日本画・初級者講習会」開催を願っての陳情書」であります。

本件につきましては、土佐清水市美術展覧会・日本画部門の持続と発展のために、新しい日本画愛好者をふやし育てる観点から、中土佐町在住の県展無鑑査の講師を招き、日本画・初級者講習会を開催してほしいとする陳情であります。

執行部によりますと、陳情者は公民館で活動する日本画サークルの会長であり、初級の日本画講習会を月 2 回で 6 カ月、12 回開催し、会員をふやしたいと考えているとのことであります。

現状としては、29 の公民館サークルがあるうち、一つのサークル活動だけを支援することは公平性を欠く恐れがあること、また要望どおりとなると市外講師に対する謝金・旅費も懸念され、現状では困難と考えるとのことであります。

しかしながら、市民全体を対象とする日本画の市民教室の開催やサークルの支援について、それぞれ要望があることから、順番を決めて段階的に支援すること等を検討したいとあります。

委員からは、本市の文化振興・発展のため、広く市民が日本画に取り組めるようにすることは大事なことである。サークル活動という視点だけでなく、市展にどうやって参加していただくかも踏まえ、文化活動の向上の視点で取り組むべき。市民の意向をくんで、文化活動を行政が育てていくという姿勢を持ち、市民のやる気をそぐことがないよう、積極的

な対応をすべき等の意見が出され、本件につきましては全会一致で採択とすることに決しました。

以上で、当委員会の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（武藤 清君） 産業厚生常任委員会委員長 西原強志君。

（産業厚生常任委員会委員長 西原強志君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（西原強志君） 今期定例会で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第18号「土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第19号「土佐清水市農産物等処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第20号「土佐清水市給水条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第25号「清水漁港区域内における公有水面の埋立について」

議案第26号「四万十市と土佐清水市、黒潮町、大月町及び三原村との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約の内容を変更する協議について」

議案第27号「土佐清水市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）の制定について」

以上、6件につきましては、特に意見もなく、了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

続きまして、今期定例会で付託されました請願の審査の概要と結果について報告いたします。

請願第1号「インドネシア漁業実習性に関する請願書」につきましては、海外からの漁業実習生の受け入れについて、平成12年より開始し13年が経過したが、これまで国や県からの支援もなく、近年の燃油価格の高騰、魚価安等により、漁船漁業は厳しい環境下に置かれる中、実習生の給料及び食料費のすべてを船主が負担している。その負担を少しでも軽減できるような方策、また本市の将来のかつお一本釣り漁業後継者のために、行政の助成をお願いするとする請願であります。

委員からは、他市町村の支援状況についてはどうなっているかとの質問が出され、これに対し、執行部より日本語を習得する陸上研修期間の生活費や渡航費用などの一部を助成している自治体が県下で1市1町あるとのことであります。

このほか、委員からは、本市の漁業振興について一体的に考えた上で、請願者のみの支援ということではなく、この受け入れ制度を利用して漁業実習生を雇用する事業者すべてに対し、支援を行うべきとの意見や議会としても、支援について国へ意見書を提出することなどを検討

すべきとの意見が出されました。

執行部としても、今回の請願者のほか、市内には、まぐろはえ縄漁船の事業者もあり、それぞれの船主の置かれている状況も考えながら、一体的な考え方のもとで本市としてどのような支援ができるか、検討したいとのことであり、本件につきましては、採決の結果、全会一致で採択といたしました。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（武藤 清君） 以上で、各委員会の審査結果の報告は終わりました。

各委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤 清君） 質疑なしと認めます。

以上で、予算決算常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

予算決算常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

次に、総務文教常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、平成23年12月定例会で付託した陳情の審査結果並びに今期定例会で付託した陳情の審査結果についても、あわせてお願いいたします。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤 清君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

総務文教常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

次に、産業厚生常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、今期定例会で付託した請願の審査結果についても、あわせてお願いいたします。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤 清君） 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

産業厚生常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前 10 時 30 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

○議長（武藤 清君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今、市長より、これまでの行政手続について発言したい旨の申し出がありますので、これを許します。

市長。

（市長 杉村章生君登壇）

○市長（杉村章生君） 今回、総務文教常任委員会よりご指摘を受けました税外収入の延滞金等の事務処理について、長年にわたり、適切を欠く処理がなされてきたことについて、行政の最高責任者として反省し、おわびを申し上げます。

保育料の滞納につきましては、個々の状況は異なりますが、完納に向け、努力を重ねているところであり、その成果もあらわれてきています。

延滞金等の取り扱いについては、他市町村の状況も参考にしながら、これまで事務処理を行ってきましたが、適正さを欠くものと認識し、反省するものであります。

今後は、これまでの反省を踏まえ、また現条例の不備な点を補い、新たに税外収入の延滞金等についての条例を制定し、その条例に沿って適切に事務執行をしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いするものであります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（武藤 清君） 引き続き、市長提出議案並びに請願及び陳情の審査結果について、一括議題といたします。

ただ今から採決に入ります。

採決の前に、議員各位に申し上げます。

起立による採決は、今期定例会が初採用であります。今議会より開かれた議会の取り組みの一環として、議員の賛否を公開することとなっており、そのため、従来の挙手採決から起立採決を行うこととなっております。採決の可否を確認するため、しっかりとお立ちいただけるようお願いをいたします。

ただ今の発言について修正をさせていただきます。

採決につきましては申し上げますけれども、採決の前に討論に入りたいと思います。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤 清君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

採決に入ります。

採決につきましては、先ほど申しあげましたように、起立採決ということになりましたので、採決の可否を確認するために、しっかりとお立ちいただきますようお願いをいたします。

報告第1号「専決処分した事件の承認について（平成23年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）」を採決いたします。

報告第1号に対する委員長の報告は、承認であります。

報告第1号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（武藤 清君） 起立全員であります。ご着席ください。

よって、報告第1号は、承認されました。

次に、議案第1号「平成23年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」を採決いたします。

議案第1号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第1号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（武藤 清君） 起立全員であります。ご着席ください。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「平成23年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を採決いたします。

議案第2号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第2号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（武藤 清君） 起立全員であります。ご着席ください。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「平成23年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を採決いたします。

議案第3号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第3号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（武藤 清君） 起立全員であります。ご着席ください。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「平成23年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算(第1号)について」を採決いたします。

議案第4号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第4号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立全員であります。ご着席ください。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「平成24年度土佐清水市一般会計予算について」を採決いたします。

議案第5号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第5号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立多数であります。ご着席ください。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「平成24年度土佐清水市水道事業会計予算について」を採決いたします。

議案第6号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第6号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立全員であります。ご着席ください。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「平成24年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計予算について」を採決いたします。

議案第7号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第7号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立全員であります。ご着席ください。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「平成24年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計予算について」を採決いたします。

議案第8号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第8号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立全員であります。ご着席ください。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「平成24年度土佐清水市介護保険特別会計予算について」を採決いたします。

議案第9号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第9号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立全員であります。ご着席ください。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「平成24年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計予算について」を採決いたします。

議案第10号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第10号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立全員であります。ご着席ください。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「平成24年度土佐清水市介護サービス事業特別会計予算について」を採決いたします。

議案第11号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第11号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立全員であります。ご着席ください。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「土佐清水市税外収入の延滞金等の徴収及び滞納処分に関する条例の制定について」を採決いたします。

議案第12号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第12号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立全員であります。ご着席ください。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号「土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第13号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第13号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立全員であります。ご着席ください。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第14号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第14号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立全員であります。ご着席ください。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号「土佐清水市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第15号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第15号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立全員であります。ご着席ください。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号「土佐清水市立市民図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第16号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第16号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立全員であります。ご着席ください。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号「土佐清水市公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第17号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第17号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立全員であります。ご着席ください。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号「土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第18号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第18号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立全員であります。ご着席ください。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号「土佐清水市農産物等処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第19号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第19号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立全員であります。ご着席ください。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号「土佐清水市給水条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第20号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第20号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立全員であります。ご着席ください。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第21号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第21号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立全員であります。ご着席ください。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号「土佐清水市教育委員会教育長の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第22号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第22号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立全員であります。ご着席ください。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号「土佐清水市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第23号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第23号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立全員であります。ご着席ください。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号「土佐清水市スポーツ振興審議会条例の全部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第24号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第24号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立全員であります。ご着席ください。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号「清水漁港区域内における公有水面の埋立について」を採決いたします。

議案第25号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第25号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立全員であります。ご着席ください。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号「四万十市と土佐清水市、黒潮町、大月町及び三原村との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約の内容を変更する協議について」を採決いたします。

議案第26号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第26号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立全員であります。ご着席ください。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号「土佐清水市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(平成24年度～平成26年度)の制定について」を採決いたします。

議案第27号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第27号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立全員であります。ご着席ください。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第28号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第28号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立全員であります。ご着席ください。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

次に、平成23年12月定例会で付託した陳情の審査結果について採決いたします。

陳情第6号「しみず幼稚園に関する陳情書について」の審査結果について採決いたします。

本件に関する総務文教常任委員会委員長の報告は採択であります。

本件の審査結果について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立全員であります。ご着席ください。

よって、陳情第6号「しみず幼稚園に関する陳情書について」は、委員長の報告のとおり採択と決しました。

次に、今期定例会で付託した請願及び陳情の審査結果について採決いたします。

請願第1号「インドネシア漁業実習生に関する請願書について」の審査結果について採決いたします。

本件に関する産業厚生常任委員会委員長の報告は採択であります。

本件の審査結果について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立全員であります。ご着席ください。

よって、請願第1号「インドネシア漁業実習生に関する請願書について」は、委員長の報告のとおり採択と決しました。

次に、陳情第1号「日本画・初級者講習会」開催を願っての陳情書について」の審査結果について採決いたします。

本件に関する総務文教常任委員会委員長の報告は採択であります。

本件の審査結果について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立全員であります。ご着席ください。

よって、陳情第1号「日本画・初級者講習会開催」を願っての陳情書については、委員長の報告のとおり採択と決しました。

ただ今、市議会議案第1号「支援システム保守料等関連予算の執行停止を求める決議について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第1号を日程に追加し、議題といたします。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤 清君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第1号を日程に追加し、議題とすることにいたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市議会議案第1号「支援システム保守料等関連予算の執行停止を求める決議について」

13番、橋本敏男君。

(13番 橋本敏男君登壇)

○13番(橋本敏男君) 案文を朗読いたしまして、提案理由の説明としたいと思います。

議案第5号「平成24年度土佐清水市一般会計予算について」中、2款1項11目13節支援システム保守料618万7,000円とその関連予算につきましては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、職員を派遣し、現在、土佐清水市で稼働している支援システムの保守業務等を第三セクターの株式会社元気プロジェクトに随意契約で委託することで、土佐清水市におけるシステム関連予算の削減をはじめ、予算の市外流出の抑制を図るとともに、システム販売等による収益も期待できるとの説明があったところであります。

しかしながら、株式会社元気プロジェクトは、データベースやプログラミング等の情報処理技術は有しておらず、予算案審議中の3月15日の段階では、会社の定款にさえその業務について記載されていない事実があり、定款変更を3月17日の株主総会で承認を受けた後に、初めて事業申請を行うというものであります。

この事業は、実績もノウハウもスキルもない事業者と随意契約を行い、多額な委託料及び本市の優秀な職員を派遣させ事業を行うというもので、いわば本市の財源と人材を活用し、市にまるごと依存した事業と言わざるを得ません。この厳しい経済状況の中でも、市内の事業者は新たな事業を行う投資は自分たちの責任で行っており、失敗すればすべてを失う可能性のある

現実と一生懸命戦い続けているのが実情であります。

そのような方々の苦勞とは逆に、会社としてのリスクを負うことはなく、もうければ株式会社元気プロジェクトの利益、損すれば市民のお金でリスクを埋めるなどといった行政行為については、市民の理解は到底得られるものではありません。

第三セクターというだけで、実績も経験もない事業者に、市のお金や人材をゆだね、高額な委託契約を随意に行うことの正当性は見当たりません。

また、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条には、「派遣職員にはその職員派遣の期間中、給与を支給しない」と規定しているにもかかわらず、企画広報室が作成し、所管の委員会に提出した報告資料には、委託料の中に給与・手当・社会保険料等の人件費が記載されており、このことも理解しがたいことであります。

この委託事業により、土佐清水市約1万6,000人のデータ管理を担うこととなりますが、これは非常に重い責任と技術が必要とされる事柄であります。ここ数年来、個人情報が流出をするといった事件が各地で発生しており、個人のプライバシーをお金にかえるとといった違法なビジネスが多発しています。だからこそ、コンプライアンスは無論のこと、セキュリティーの安全性やいざというときの対処すべき技術、そして賠償力等、さまざまなリスクと向き合う事態も想定しなければなりません。

どんな優秀な職員であっても、一たん退職し派遣されれば、収益追求団体の社員であり、公務員としての義務や権利は市職員のとときは全く変わってしまいます。もっと言えば、公務員法をはじめ、さまざまな法規制を受ける市の職員と幾ら第三セクターであっても、実績のない収益追求会社の社員とでは、おのずと信用力も保障力も違うということを知らなければなりません。株式会社元気プロジェクトと契約することで、歳出の削減どころか逆に歳出そのものが増大することが懸念され、他市町村へのシステム販売などについても無償提供依頼は数件あったようですが、有償の注文はないとのことであり、余り期待できる環境にはありません。株式会社元気プロジェクトにわざわざ退職派遣をさせなくても、今までどおり、本市職員の任務としてシステム保守や新たなシステム開発に従事すれば、システム関連予算の削減をはじめ、予算の市外流出の抑制は図れるものと判断するところであります。

以上により、土佐清水市議会は、平成24年度土佐清水市一般会計予算中、2款1項11目13節支援システム保守料618万7,000円とその関連予算の執行停止を強く求めるものであります。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（武藤 清君） 以上で、市議会議案第1号の提案理由説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第1号について質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤 清君) 質疑なしと認めます。

市議会議案第1号についての質疑を終わります。

お諮りいたします。

市議会議案1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いを。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤 清君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第1号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の通告がありますので、原案反対者から発言を許します。

11番、仲田 強君。

(11番 仲田 強君登壇)

○11番(仲田 強君) 市議会議案第1号に対しての反対討論をさせていただきます。

今回の新しい産業振興における3課から2課への編成、そういった一連の流れの中で、清水の少しでも産業振興を図ろうというそういう観点から、この知的財産というものは、どのように生かされていくか、そういったものが一つの提案者の中にあっただけではなかろうかと思っております。

そういった中で、私どもが15、16の2日間かけて、この件に関しては13番議員が十分な質疑をし、また他の議員も質疑の中で加わっております。そういった中で、一番問題になっていたのは、やはりセキュリティー、個人の情報管理の問題、それから地方公務員の営利法人やまた公益法人への派遣に対する法的な根拠、その解釈の仕方、そういった点が平行線の中でずっと論議が進められておりました。そういった点においても、執行部の答弁の中にも丁寧に話がありまして、総務省のホームページ等の資料等も提出していただき、平成10年の最高裁の判決・判例に基づいたそういう一般職の派遣法に対するとらえ方が載っておりました。

また、その点において、法的には何の瑕疵もないと、そういうふうに私たちも思っております。

また、一番心配なその個人情報の漏えい、そういった点に関しては、作業の業務内容は、本庁内での何ら今までと変わらない作業の中で進めていかれると。そういったセキュリティーの部分、これは本庁内で漏えいすることあれば、今であってもこれはいろんな問題が出てくるわけですが、この庁内でやっていくと。そういう中で、せっかくの一つの知的な方向性の財

産が築かれていく。そして市民に財政的にも少しでも雇用の場、またそういう収益が上がったときへの還元、そういったものがうたわれている中で、そういった一つの大きな方向性を途絶えさせるような今の凍結への市議会議案第1号だとそういう認識しております。

それともう1点は、この議案に対して先ほども申しましたように、予算委員会であれだけの審議をしながら、そしてきょうも提案者、賛同者6名おりますが、委員長報告に対して一切それが触れてない。そういった予算委員会を開いて、それだけの内容があるにもかかわらず、本会議における委員長報告に反映されていない。そして、本会議の中でこういうふうな議員提案で賛同を募ると。大変に議会の秩序というか、公正さというか、また、敬意というか、そういったものが失われてしまうのではなからうかという点を危惧しております。

手続的には何ら問題はないと思います。しかし、予算委員会は本市は13名いる。議長も参加し、その中で過去の総合審査と違って、3回以上、4回、5回とそういう審査もできる。そして、何よりもこれだけの賛同者がおるにもかかわらず、そういった点が委員会の中では一言も発せられてない。削減とか、凍結すべきじゃないかとそういう附帯事項でも、または附帯決議でも委員会の中に委員長報告の中に載せてあるべきだと私は思います。それどころか、第5号に対しては、全会一致にほぼ近い、1人反対があったみたいですが、そういった結果を出し、そして今舞台で新たな議案として出す。こういう手法が今からまかり通るならば、土佐清水市の市議会は本当に市民にとって、4月から基本条例に基づいて、議会の報告会を開き、信頼を結びつけようとそういう出発の前に当たって、本丸である議会で議員同士の信頼を失うようなこういう議会運営をすることに対して、大変な憤りを感じております。

ましてや、議案としては、いろんな意味で不安もありますが、しかし、21年の元気プロジェクトの設立のときにおいても、一つの流れの中でこういう状況でありました。そういった意味で、私は、市議会議案第1号に対しては、反対の意思を明確にしたいと思っておりますし、議員諸賢に対しても、もう一度そこら辺の胸を当てて考えていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（武藤 清君） 次に、原案賛成者の発言を許します。

3番、小川豊治君。

（3番 小川豊治君登壇）

○3番（小川豊治君） 支援システム保守料等関連予算の執行停止を求める決議について、賛成の立場から討論を行いたいと思っております。

平成24年度一般会計予算が今議会で議案第5号として提案され、その中で2款1項11目13節の支援システム保守料618万7,000円が計上をされております。

これらの委託について、質疑や予算決算常任委員会での説明を受けましたけれども、この計

上について時期を含む状況判断をする中で、実績もなく、しかも優秀な市職員を派遣した上で
の委託について、市民の理解を得られるか、疑問に感じております。

現在も特に問題もなく、本庁舎内のシステム、いわゆる電算システムですけれども、稼働し
ております。市民の貴重なデータを市職員でなくなる者が常時取り扱うことになると、ドキュ
メントの管理等で漏えい防止に最大限の注意を必要とする上に、漏えいや流出の場合、責任の
所在が明確でなくなる可能性があります。株式会社元気プロジェクトの設置目的として、市場
価格の低い規格外の農産品や低価格の魚等を加工することにより、付加価値を与え、地域食材
として提供することにより、地域産業の振興と雇用の創出を図る目的で設置されております。
このことは皆さん、ご承知のとおりですけれども、現在、発足して3年経過し、特産品づくり
や新製品の開発などに取り組んでいる状況であり、さらに設置目的である業務に専念してい
ただきたいと思うところであります。

先ほど、提案者の言葉もありましたけれども、定款まで変更してシステム開発に関する実績
のない会社に電算システム開発を委託するのは、理解しがたいと思います。今、日本を含む世
界じゅうの国々で、電算システム開発の現状と会社の本来の目的等、多角的に判断しても、今
直ちに業務委託の必要性は感じられません。

また、歳出の抑制との説明がありましたが、当面は増加するがじゃないでしょうか。そのよ
うに思います。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律では、営利法人への派遣につい
ては、給料は支給しないと位置づけられており、委託と言えども、内容は同一であると考えら
れるし、また、市電子計算組織の運営に関する規則でも、電子計算組織の管理について、問題点
が生じる可能性があるがじゃないか。市役所の最も貴重な財産は人であります。つまり、職員
の労働力や知識、知的財産であります。優秀であればあるだけ、組織人として最大限自己の持
てる能力を発揮していただき、市民福祉の向上にぜひ努めていただきたい。その上で、システ
ム開発が他市町村より引き合いが多くなれば、その時点で販売戦略、いわゆる執行部が言っ
ております外貨獲得しても、決して遅くはないと判断をされます。

前段言いましたように、システム開発には、専門のメーカーが数多くあり、理数系のすぐれ
た学者や研究者が携わり、開発にしのぎを削っており、ソフトによっては何百人も開発者が数
年かけて開発しているのが現状ではないでしょうか。

高知県をはじめ、地方公共団体では、システム開発は長年の実績のある会社に委託をしてい
ると伺っております。

それらを含め、総合的に判断をいたしますと、今回の支援システム保守料等の関連予算につ
いては、今直ちに執行することは歳出の抑制や販売など、現時点では余り見込まれず、関係法

令等を運用しても、適正な執行とは認められないと考えます。

以上のような理由により、この支援システム保守料等関連予算の執行停止を求めるものであります。

どうか皆さん方の適正なる判断のもとで、賛同していただきますよう、心よりお願いを申し上げます。賛成の討論といたします。どうかよろしく願いいたします。

○議長（武藤 清君） 次に、原案反対者の発言を許します。

2番、森 一美君。

（2番 森 一美君登壇）

○2番（森 一美君） 支援システム保守料等関連予算執行停止を求める決議案に対して、反対する討論を行いたいと思います。

この知的財産を今、土佐清水市で開発しております。これは県の知的財産育成の技術者育成の事業を受けて行っているものであり、非常に県としても注目しているものであります。

私は、この第三セクター株式会社元気プロジェクト、ここへ職員を派遣して委託するような話を聞いたとき、市内にはそのような事業者がないから、仕方ないのかなというような気がしました。

市内において、新しい事業が創出されていない現在、この取り組みは、私は非常に画期的なものだと思っております。新規事業を引き受けるような企業を探していたが、見つからずにやむなく株式会社元気プロジェクトに事業を受けるようお願いしたのではないのでしょうか。

先ほど来、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の解釈について、いろいろな意見が出されておりますが、この件については、執行部から出していただきましたこの文書で、私は自分なりに適正であるというふうに考えております。

そして、人件費については、委託を受けた経営者が自分の事業費や委託料の中から考えて支払うのは自由ではないのでしょうか。この事業者の計算されるであろうという職員の給与等に関する資料の中に、給与・手当・社会保険料の人件費が記載されていたようですが、これにあつては、単に資料提出の際に事業者がこのくらいの給料は払うのではないかと、このように計算してそれが載っていたのだらうと思います。

もう一つ、問題点のセキュリティーの関係なんですが、セキュリティーは市のコンピューターと同じものを使用することとなっており、セキュリティーに関しては心配ないものと私は考えております。本当に画期的なこの取り組み、新規事業、市の事業として頑張ってやっていただきたいと思っております。非常に高く評価する次第で、この執行停止を求める決議案には反対でありますので、皆さん、どうかよろしく願いいたします。

○議長（武藤 清君） 4番、西原強志君。

(4番 西原強志君登壇)

○4番(西原強志君) 議題となっております支援システム保守料等関連予算の執行停止を求める決議に反対討論を行います。

今議会に上程されている知的財産産業化事業に関する支援システム保守料並びに関連予算については、予算決算常任委員長の報告にもありますように、庁内の知的産業振興検討委員会の論議を踏まえ、提案されたものであります。

その目的としましては、一つ、今後も増大していく電算関連予算の圧縮・縮減。二つ、電算関連経費の市外への流出の抑制。三つ、他の市町村へのシステム販売による外貨の獲得であります。質疑の中で論議されたように、4本の新たなシステム開発における経費削減効果は、2,968万2,000円と見込まれております。そのことだけでも厳しい財政状況下にある本市にとっては、大きな予算削減効果をもたらすことは明白であります。

個人情報保護セキュリティにおいても、業務場所は役所内に限定して作業が実施されることから、現在、委託している市外業者との同様の情報保護が図られるものであり、また最悪の場合でも、情報漏えい保険によって上限10億円までの賠償能力が担保できるとのことです。株式会社元気プロジェクトに対する職員派遣については、法的には公益法人等への職員派遣制度として3年を限度として認められており、既に平成21年4月より、株式会社元気プロジェクトに対して市職員を退職派遣しているところであります。

また、業務委託料の積算の中に人件費が含まれることについては、どのような委託事業であっても当然のことであり、逆に人件費が含まれない委託事業など、存在するものでしょうか。既に実施している高知県においては、知的財産に関する著作権収入は、単年度で約800万円の歳入実績があるとのことであり、コスト削減に向けたシステム購入は、期待がもてる産業だと考えます。

本市にとって電算関連予算の削減、関連予算の市外流出の抑制、新たな財源づくりや、さらには民間事業者へのシステム提供などによる新たな雇用創出についても期待がもてるものであります。3月17日に開催されました株式会社元気プロジェクト株主総会において、定款変更については、全会一致で承認されているところであります。新たな事業を展開するために、職員が傾けた大きなエネルギーや意欲に水をかけるようなことになりはしないでしょうか。職員のモチベーションをさげることにならないか、いま一度、議員として考える必要があるのではないのでしょうか。

以上の理由をもちまして、支援システム保守等関連予算の執行停止を求める決議についての反対討論といたします。よろしく願いいたします。

○議長(武藤 清君) 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤 清君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決に入ります。

市議会議案第1号「支援システム保守料等関連予算の執行停止を求める決議について」を採決いたします。

市議会議案第1号は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立多数。ご着席ください。

よって、市議会議案第1号は原案のとおり可決されました。

ただ今、市議会議案第2号「土佐清水市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第2号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤 清君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第2号を日程に追加し、議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市議会議案第2号「土佐清水市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議会運営委員会委員長、橋本敏男君。

(議会運営委員会委員長 橋本敏男君登壇)

○議会運営委員会委員長(橋本敏男君) 提案理由の説明を行います。

市議会議案第2号、土佐清水市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、これまで政務調査費として、会派もしくは議員に対し、1人当たり月額5,000円、年間で6万円を支給していたものを月額8,000円、年間9万6,000円に改正するものであります。

今回の改正により、議員の調査、研究活動を充実させるとともに、このことを生かした市政に関する政策提言や議案審査における議員間討議等により議会活動の活性化を目指すものであります。

なお、政務調査費を増額することについては、市民からの批判的な意見もあろうかと考えられるところではありますが、政務調査費の使途や調査結果について説明責任を果たすことを約束するとともに、政務調査費を活用した議会活動を実践することで、市政の発展、市民福祉の向上に寄与することを目指すものであります。どうかよろしく願いをいたします。

○議長（武藤 清君） 以上で、市議会議案第2号の提案理由説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第2号について質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤 清君） 質疑なしと認めます。

市議会第2号についての質疑を終わります。

お諮りいたします。

市議会議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤 清君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第2号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武藤 清君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決に入ります。

市議会議案第2号「土佐清水市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

市議会議案第2号は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（武藤 清君） 起立全員であります。ご着席ください。

よって、市議会議案第2号は原案のとおり可決されました。

ただ今、市議会議案第3号「高校授業料無償化の継続を求める意見書の提出について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第3号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤 清君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第3号を日程に追加し、議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市議会議案第3号「高校授業料無償化の継続を求める意見書の提出について」

6番、岡林喜男君。

(6番 岡林喜男君登壇)

○6番(岡林喜男君) 案文を朗読し、提案理由とさせていただきます。

高校授業料無償化の継続を求める意見書(案)

2010年度、国民の大きな要望の一つであった高校授業料の無償化が実現しました。文部科学省も生徒、保護者向けリーフレットで「あなたの学びを社会全体で支えます」と述べ、すべての子どもに教育を受ける権利を保障する教育無償化に向けた一歩を踏み出しました。

しかし、国は「平成24年度予算について、必要に応じ予算に反映させること」というように予算案を見直すことを打ち出しています。「これで未払いの心配なく学校へ行くことができる」と歓迎の声が多く聞かれ、経済的な負担による退学者も減らす効果もある施策をわずか2年で見直すのは、国民の願いにも、国際的な流れにも反するものです。

教育費の無償化は、世界の大きな流れであり、中等・高等教育の教育費無償化を定めた国連人権A規約を留保しているのは、条例を批准する160カ国中日本とマダガスカルのみとなっています。今、国会で外務大臣がこの留保撤回を指示したと発言したことは、教育の無償化をさらに進めるものと期待されます。

「高校授業料無償化」は、格差と貧困が広がる中、学費の心配なく安心して学ぶことができ、経済的理由で高校に通うことが困難な家庭や子どもたちに大きな希望を与え、社会全体で「子どもの学びを支える」ものとして、大いに歓迎されています。子どもたちの教育を守り、充実させることは、日本社会の希望を未来につなぐことでもあります。

よって、2012年度以降も国の責任で「高校授業料無償化」を継続するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。皆さん、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長(武藤 清君) 以上で、市議会議案第3号の提案理由説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第3号について質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤 清君) 質疑なしと認めます。

市議会議案第3号についての質疑を終わります。

お諮りいたします。

市議会議案第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤 清君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第3号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤 清君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決に入ります。

市議会議案第3号「高校授業料無償化の継続を求める意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第3号は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立多数であります。ご着席ください。

よって、市議会議案第3号は原案のとおり可決されました。

ただ今、市議会議案第4号「介護保険制度の国庫負担の引き上げを求める意見書の提出について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第4号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤 清君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第4号を日程に追加し、議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市議会議案第4号「介護保険制度の国庫負担の引き上げを求める意見書の提出について」

2番、森 一美君。

(2番 森 一美君登壇)

○2番(森 一美君) 案文を朗読して、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

介護保険制度の国庫負担の引き上げを求める意見書(案)

平成22年の国勢調査の結果をもとに、国立社会保障・人口問題研究所が行った推計では、30年後の2042年には、65歳以上の高齢者人口がピークを迎えるとされているが、全国に先行して高齢化が進んでいる高知県においては、8年後の2020年に、本市においてはそれ以前にピークを迎えることが見込まれている。超高齢化社会を見据え、社会保障制度が安定的にその機能を維持し、介護施設の拡充や在宅での医療と介護の支援を強化することなどが求められている。

こうした中で、介護保険制度においては、平成24年度から平成26年度の第5期介護保険事業計画における65歳以上の高齢者が負担する介護保険料基準額について、厚生労働省は、全国平均で月額5,000円を超えるとの見通しを示しており、第1期の全国平均2,911円から1.7倍以上に増加することとなる。また、本市の基準額(月額)も第5期においては5,480円が見込まれ、第1期の3,400円から約1.6倍に増加することとなる。

このような状況を踏まえ、国は、平成24年2月17日に閣議決定された「社会保障・税の一体改革大綱」において、公費を投入することによる低所得者の保険料軽減を強化する対策や介護納付金の総報酬割の導入による現役世代へのさらなる負担を求めることなど、介護保険制度の安定的な運営に取り組むこととしている。

しかしながら、こうした取り組みは、今後の高齢化の進行や現役世代の減少に恒久的に対応可能な対策とは言いがたく、高齢者全体のさらなる負担の増加が懸念される。

このため、国におかれては、低所得者対策の充実や保険料に依存した制度運営を求めるだけでなく、将来にわたって高齢者をはじめ、各世代が安心して暮らしていけるよう、現在の国庫負担を引き上げる介護保険制度の抜本的な改正を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(武藤 清君) 以上で、市議会議案第4号の提案理由説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第4号について質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤 清君) 質疑なしと認めます。

市議会議案第4号についての質疑を終わります。

お諮りいたします。

市議会議案第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤 清君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第4号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤 清君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決に入ります。

市議会議案第4号「介護保険制度の国庫負担の引き上げを求める意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第4号は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立全員であります。ご着席ください。

よって、市議会議案第4号は原案のとおり可決されました。

この際、皆さんにご報告申し上げます。

平成24年3月14日の一般質問中、8番岡崎宣男議員から本会議場への国旗・市旗を掲揚することに関して、検討願いたいと議長に申し入れがあった件につきまして、議会運営委員会においてその取り扱いを協議いたしました。

結果、この件については、議員それぞれの考え方もあり、意見集約や調整も必要となることから、議会運営委員会で引き続き検討していくこととなりましたので、ご報告いたします。

日程第2、「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第160条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等の諸手続について、議長にご一任願いたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（武藤 清君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の議員派遣については、必要に応じ議長に一任することに決しました。

以上をもちまして、今期定例会の全日程を終了いたしました。

この際、執行部のあいさつを許します。

市長。

（市長 杉村章生君登壇）

○市長（杉村章生君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

3月6日以来、長期間にわたりまして、ご熱心にご審議賜り、厚く御礼を申し上げます。

それぞれの議案についてご決定をいただきました。審議中、いただきましたご意見、ご指摘を総括しつつ、今後の行政に十分生かしてまいりたいと考えております。

新年度を迎え、学校や社会、企業全般にわたりまして、それぞれの立場でみんなが決意を新たに努力するものと思われませんが、本市も定年者をはじめ、退職される職員は、長い間ご苦勞でございました。

残る長い人生を、また別の立場で元気に生き抜いてほしいと思います。そして行政にもまた機会があれば、ご意見などをお寄せください。

人事異動も近く予定しておりまして、4月以降、また決意を新たに全職員が市政発展のため、市民生活の向上のために、全力を挙げて頑張る決意でございます。

議員各位におかれましては、一層のご活躍とご多幸をお祈り申し上げまして、簡単でございますけれども、閉会のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（武藤 清君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る3月6日開会以来、本日までの18日間にわたる会期でございましたが、平成24年度当初予算をはじめ、平成23年度補正予算や各条例改正案などの議案が提出されました。

議員各位におかれましては、それぞれ熱心にご審議をいただき、おかげをもちまして、予定どおりの日程で全議案を終了し、閉会の運びとなりました。

今期定例会は、1名の質疑者、10名の一般質問者があり、また委員会審査などを通じて活発な議論が交わされたところであります。

会期中の議会運営につきまして、議員各位のご協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

東北地方を襲った東日本大震災から1年が経過いたしました。がれきの処理など、復旧復興への行く手を阻む問題が山積する一方、関東地方を中心に余震が続き、今後も大地震への注

意が必要であるとの報道が連日なされておりました、本市でも予想される南海・東南海地震を想定して、改めて防災対策の一層の充実を望むところであります。

また、議会基本条例が1月1日に施行され、4月には初めての議会報告会が開催される運びとなり、議員各位並びに執行部の皆様のご協力に対しまして、厚くお礼申し上げる次第であります。

今後も、議会活動の透明化や住民意見の反映等が図られるよう議会改革に努め、市民の負託にこたえるべく、さらに開かれた議会を目指していかなければならないとの意を強くいたしているところであります。

来月からは新たな年度が始まりますが、先ほど、議決されました新年度予算を有効に活用し、さらに市民福祉の向上に寄与されることを強く望むものであります。

最後になりましたが、今月末をもって退職されます職員の皆様には、長年にわたる市行政へのご功績に対し、深甚なる敬意と感謝を申し上げますとともに、今後も健康にはくれぐれもご留意していただき、長年にわたる行政経験をもとに、地域住民とともにご活躍されますようご祈念申し上げます。

また、議員並びに執行部各位におかれましても、なお一層のご活躍くださいますようお願いいたします。

これをもちまして、平成24年3月土佐清水市議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。（拍手）

午後 2時10分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員